

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領</p> <p>平成26年7月14日制定 最終改正令和5年3月27日</p>	<p>現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領</p> <p>平成26年7月14日制定 最終改正令和4年12月19日</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、館山市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、館山市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（現場代理人の常駐義務緩和の要件）</p> <p>第2条 <u>建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。</u></p> <p>（1）現場施工に着手するまでの期間 （現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）</p> <p>（2）工事を全面的に一時中止している期間 （自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）</p> <p>（3）工場製作のみが行われている期間 （橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般）</p> <p>（4）工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p><u>（5）請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 当該工事の現場代理人が他の市発注工事、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者、監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を兼務する場合を含む。）を兼務することについて、受注者から届出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。</u></p> <p><u>また、工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、新たに随意契約を締結する場合又は全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承</u></p>	<p>（常駐を要しない期間）</p> <p>第2条 次の各号に該当する<u>いずれかの期間で、発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている場合、</u>現場代理人の常駐を要しないものとする。</p> <p><u>ただし、発注者が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合に限る。</u></p> <p>（1）<u>請負契約の締結後、</u>現場施工に着手するまでの期間。 （現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）</p> <p>（2）工事を全面的に一時中止している期間。 （自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）</p> <p>（3）工場製作のみが行われている期間。 （橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の<u>電気品等</u>の工場製作を含む工事全般）</p> <p>（4）工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。 （新設）</p> <p><u>2 常駐を要しない期間において、他の工事との兼務を認めるものではないものとする。</u></p> <p>（兼務の対象となる工事）</p> <p>第3条 <u>受注者は、市発注工事において次の各号のいずれかに該当するときは、当該現場代理人に他の市発注工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）の職務を兼ねさせることができる。</u></p> <p>（（2）イから移設）</p>

諾を得た場合については、これら複数の工事を一の工
とみなすものとする。

ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和
措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一
の専任の主任技術者が二以上の工事を管理するもの
であるもの。
- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 兼務する工事は、前項第1号から第4号に該当するも
のを除き、全て請負金額が4,000万円(建築一式工
事においては8,000万円)未満であること。

イ 兼務する工事の現場は、安房郡市(館山市、南房総市、
鴨川市及び鋸南町)内にあること。

ウ 対象工事は、当該工事を含め3件までとする。ただし、
前項第5号に該当するものは件数に含まないものとす
る。

(2項本文へ移設) 随意契約のみでなく、全ての発注者
の承諾を得た場合も含む。

(削除)

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者、監
理技術者又は監理技術者補佐を兼務することについて、
受注者から届出があったときは、前項第2号に該当する
場合に、現場代理人の常駐を要しないものとすることが
できる。

(事務手続)

第3条 受注者は、現場代理人を兼務させようとするとき
は、現場代理人兼務届(別記第1号様式)を、当該兼務
に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出し
なければならない。

2 受注者は、当該現場代理人の兼務を解除したときは、
現場代理人兼務解除届(別記第2号様式)を、当該兼務
に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出し
なければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除が、
竣工又は契約解除による場合、提出は不要とする。

ただし、発注者が、工事の規模、内容、工事現場の状
況などを踏まえ、兼務が可能と判断し、かつ、発注者と
の連絡体制が確保されると認められる場合に限る。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一
の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するもの
であるもの。
- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。ただし、
請負金額が500万円未満の工事(特記仕様書等で兼
務を禁じていないものに限る)は、兼務する工事件数
に含まないものとする。

ア 対象工事は、請負金額が4,000万円未満、建築一
式工事においては8,000万円未満であること。

(新設)

イ 対象工事は、当該工事を含め3件(以下「既発注工事」
という。)までとする。

また、既発注工事と一体性が認められ、新たに随意契
約により締結する工事については、当該既発注工事と一
の工事としてみなす。

ウ 市発注工事の特記仕様書等において兼務を禁じてい
ないこと。

(新設)

(事務手続)

第4条 受注者は、前条の規定により現場代理人に他の工
事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の職務を兼
ねさせようとするときは、現場代理人兼務届(別記第1
号様式)を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれ
ぞれの部署に提出しなければならない。

なお、兼務の可否について、新たに兼務する工事の所
管部署が、既に現場代理人となっている工事の所管部署
と協議し、結果を通知する。(別記第2号様式、別記第
3号様式)

2 受注者は、当該現場代理人が兼ねる職務を解除したと
きは、現場代理人兼務解除届(別記第4号様式)を、当
該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に
提出しなければならない。ただし、現場代理人が兼ねる
職務の解除が、竣工又は契約解除による場合には、当該
工事を所管する部署への提出は不要とする。

<p>3 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等のやむを得ない理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任の上、現場代理人変更届（別記第3号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。</p> <p><u>4 現場代理人が他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務しようとするときは、第1項から第3項の規定を準用するものとする。</u></p>	<p>3 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任の上、現場代理人変更届（別記第5号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p>
<p>（現場代理人兼務届等の省略）</p> <p><u>第4条 市発注工事を兼務する場合は、一の工事における現場代理人兼務届又は現場代理人兼務解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（現場代理人の兼務の取消し等）</p> <p>第5条 発注者は、現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じたと認めるとき、又は不良な工事となる恐れがあると認められるとき若しくは不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行うものとする。</p>	<p>（現場代理人の兼務の取消し等）</p> <p>第5条 発注者は、現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じたと認めるとき、又は不良な工事となる恐れがあると認められるとき若しくは不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行うものとする。</p>
<p>（現場代理人の責務）</p> <p>第6条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。</p>	<p>（現場代理人の責務）</p> <p>第6条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p> <p>2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成25年10月31日制定）は、廃止する。</p> <p>3 この要領の適用の日前に現場代理人等の兼務が認められている市発注工事については従前の例による。</p> <p>[沿革]</p> <p>平成28年5月27日一部改正 平成28年6月1日施行</p> <p>平成29年1月30日一部改正 平成29年1月30日施行</p> <p>平成30年5月1日一部改正 平成30年6月1日施行</p> <p>令和4年12月19日一部改正 令和5年1月1日施行</p> <p><u>令和5年3月27日一部改正 令和5年4月1日施行</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p> <p>2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成25年10月31日制定）は、廃止する。</p> <p>3 この要領の適用の日前に現場代理人等の兼務が認められている市発注工事については従前の例による。</p> <p>[沿革]</p> <p>平成28年5月27日一部改正 平成28年6月1日施行</p> <p>平成29年1月30日一部改正 平成29年1月30日施行</p> <p>平成30年5月1日一部改正 平成30年6月1日施行</p> <p>令和4年12月19日一部改正 令和5年1月1日施行</p>

別記
第1号様式(第3条第1項)

(新)

現場代理人兼務届

年 月 日

(宛先) 館山市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

次のとおり現場代理人等を兼務することとしますので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第1項に基づき届け出ます。

なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼務を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

兼務する現場代理人等氏名		
現在契約締結している工事	①	
	発注機関・担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐
	②	
	発注機関・担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐	
希新たに兼務する工事	発注機関・担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐

※添付書類

- 現在契約している工事の契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所)の写し
- 現在契約している工事の現場代理人及び主任技術者等届の写し

※市発注工事を複数兼務する場合、新たに兼務を希望する工事の担当部署に提出することにより、現在契約中の工事の担当部署への提出は省略できます。

※専任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者については、兼務の件数に制限はありませんが、いずれかの工事の現場代理人となる場合、安房郡市内の工事を3現場までという制限が付きましますので、注意してください。

※請負金額500万円未満の工事は記載不要です。

別記
第1号様式(第4条第1項)

(旧)

現場代理人兼務届

年 月 日

(あて先) 館山市長

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を兼務することとしますので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条第1項に基づき届け出ます。

なお、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

兼務する現場代理人等氏名		
現在契約締結している工事	①	
	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
	②	
	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	
希新たに兼務する工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者

※ 添付書類

- 現在契約している工事の契約書(写)(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所)
- 現在契約している工事の現場代理人及び主任技術者等届(写)

別記
第2号様式（第3条第2項）

（新）

現場代理人兼務解除届

年 月 日

（宛先）館山市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

次のとおり現場代理人等を解除することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第2項に基づき届け出ます。

兼務を解除する工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者補佐
	解 除 日	年 月 日
	解除理由	

※兼務の解除が、竣工又は契約解除による場合、提出は不要です。

別記
第4号様式（第4条第2項）

（旧）

現場代理人兼務解除届

年 月 日

（あて先）館山市長

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を解除することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条第2項に基づき届け出ます。

兼務を解除する工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
	解 除 日	年 月 日
	解除理由	

別記
第3号様式（第3条第3項）

（新）

現場代理人変更届

年 月 日

（宛先）館山市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

次のとおり現場代理人等を変更することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第3項に基づき届け出ます。

工事担当部署名		
工 事 名		
契約金額		
工 期		年 月 日 から 年 月 日まで
変更前	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者補佐
変更後	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者補佐
変更理由		

※現場代理人等の変更は、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により、その職務を遂行することができなくなった場合に限りです。

別記
第5号様式（第4条第3項）

（旧）

現場代理人変更届

年 月 日

（あて先）館山市長

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を変更することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条第3項に基づき届け出ます。

工事担当部署名		
工 事 名		
契約金額		
工 期		年 月 日 から 年 月 日まで
変更前	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
変更後	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
変更理由		

(旧・第2号様式:廃止)

別記
第2号様式(第4条第1項)

現場代理人兼務承認書

年 月 日

住 所

商号または名称

代表者職氏名 様

館山市長 印

年 月 日付けで届けのあった下記工事に係る現場代理人の
兼務について承認します。

記

兼務する現場代理人等氏名			
現在 契約締結 している 工事	①	工事担当部署名	
		工 事 名	
		契約金額	
		工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
		兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
②	工事担当部署名		
	工 事 名		
	契約金額		
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	
希 新 望 た す に る 兼 務 事	工事担当部署名		
	工 事 名		
	契約金額		
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	

(旧・第3号様式:廃止)

別記
第3号様式(第4条第1項)

現場代理人兼務却下書

年 月 日

住 所

商号または名称

代表者職氏名 様

館山市長 印

年 月 日付けで届けのあった下記工事に係る現場代理人の
兼務について、以下の理由により却下します。

却下の理由 ()

記

兼務する現場代理人等氏名			
現在 契約締結 している 工事	①	工事担当部署名	
		工 事 名	
		契約金額	
		工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
		兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
②	工事担当部署名		
	工 事 名		
	契約金額		
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	
希 新 望 た す に る 兼 務 事	工事担当部署名		
	工 事 名		
	契約金額		
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
	兼務する職務	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	